

An instinct for growth™

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

トップのための経営財務情報

第506号 この資料は全部お読みいただいて100秒です。

今回のテーマ： デフレ脱却になるかー税制改正の効果

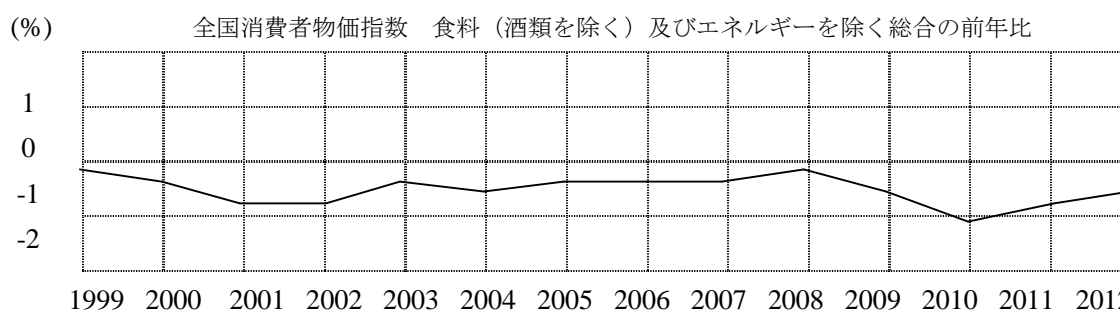
政府は1月29日に、2013年度税制改正の大綱を閣議決定しました。

大綱には税制改正の基本的な考え方として、次の二つの方向性が示されています。

- 1 「成長と富の創出の好循環」の実現に向けた民間投資の喚起、雇用・所得の拡大
- 2 社会保障・税一体改革を実施するための所得税、相続税・贈与税についての所要の措置

民間投資の喚起・雇用・所得の拡大

日本経済は98年半ばから消費者物価指数の下落が続いており、10年以上 デフレ状態が継続しています。



デフレの問題は、デフレによる企業収益の悪化が、企業の設備投資を抑制し、雇用・賃金の調整を惹き起こし、結果、家計の消費抑制などにより、さらなる企業収益の悪化を招くことにあります。

いわゆるデフレスパイラルです。

家計消費抑制の原因は、国民所得統計における雇用者報酬の総額が、10年前と比較して約13兆円減少している現実にも基因していると思われます（平14年度258兆円→平23年度245兆円）。

今回の大綱の狙いの一つは、投資拡大と雇用者報酬増大によって、デフレ脱却を目指すものといえそうです。

税制改正内容

企業に設備投資や雇用拡大を促す減税制度として、試験研究費の控除税額枠の拡大・一定の設備投資に対する税額控除・雇用者給与を一定以上増やした企業に対する税額控除が掲げられています。

従来の制度にも、試験研究費や中小企業者等が機械等を取得した場合、雇用者の数が増加した場合の税額控除などの減税制度はありましたが、税額控除の恩恵を受ける黒字申告法人の割合が、25.9%（国税庁：平成23事務年度 法人税等の申告（課税）事績の概要）にとどまっていたこともあり、効果は限定的であったと考えられます。

お見逃しなく！

大綱のもう一つの方向性は、社会保障・税一体改革です。

具体的な一体改革の内容は、①所得税の最高税率の見直し（4000万円超45%）、②相続税の基礎控除の縮小（5000万円+1000万円×法定相続人→3000万円+600万円×法定相続人）など、富裕層に対する増税となっています。これは、広く課税負担となる消費税増税の影響が大きい低所得者層への配慮による富裕層への増税であり、内容自体は民主党時代の税制改正大綱の実施が見送られてきた改正案の焼き直しにすぎません。